#### 会社を退職された方へ

# 国民年金の手続きはお済みですか?

## 国民年金の届出が必要です!

●20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。会社を退職されたときは、厚生年金(または共済年金)から国民年金への変更の届出が必要です。

会社を退職された方に扶養されている配偶者の方も、国民年金への変更の届出が必要です。

- ○手続きについて
  - お住まいの市(区)役所・町村役場の国民年金担当窓口で手続きしてください。
- ○手続きに必要なもの 年金手帳
- 〇保険料額
  - 国民年金の保険料(定額)は、月額 15,040 円(平成 25 年度)です。
  - ※退職と同時に会社員(または公務員)の配偶者に扶養される場合は、配偶者の勤務している会社 (または共済組合)への届出が必要です。

## 保険料の免除制度があります!

●保険料を納めることが困難な場合、全額または一部(4分の1免除、半額免除、4分の3免除)の保険料が免除になる制度があります。

## メリット1 退職(失業)の場合は、退職された方の所得を除外して審査!

通常の免除申請は、申請者本人、配偶者および世帯主の所得が審査の対象になりますが、退職(失業) 時の免除申請は、退職された方の所得が審査の対象から除かれます。

### メリット2 保険料を一部納付したのと同じ!

全額免除になった期間の年金額の計算は、保険料を納めた場合と比較して2分の1になります。

### メリット3 万が一の際にも確かな保障!

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金などの保障もあります。

#### ○手続きについて

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を、お住まいの市(区)役所・町村役場の国民年金担当窓口へ提出してください(郵送も可能です)。

- ※申請日によっては、退職(失業)による免除の対象にならない場合があります。
- ○手続きに必要なもの
  - ①国民年金保険料免除・納付猶予申請書(申請書は手続き先の窓口、ホームページにあります)
  - ②年金手帳
  - ③雇用保険受給資格者証の写しなど、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し

## 免除された期間の年金はどうなるの?

- ●全額免除期間の老齢基礎年金額は、保険料を納めた場合の2分の1で 計算されます。
- ●免除期間の保険料は、10年以内であれば、あとから保険料を納めること (追納)ができます。
  - 老齢基礎年金を受けられている方は追納することができません。
  - 追納をご希望のときは、お近くの年金事務所にご相談ください。

## 国民年金は3つの年金であなたをサポートします!

- ●老齢基礎年金 平成 25 年度年金額 786,500 円(満額) (平成 25 年 4 月時点)
  - 20 歳から 60 歳までの 40 年間、全期間保険料を納付された方は 65 歳から満額の老齢基礎年金を受け取れます。
  - お勤めしていた期間の年金は、老齢厚生年金として受け取れます。
- ●障害基礎年金 平成 25 年度年金額 983,100 円(1級) (平成 25 年 4 月時点) 786,500 円(2級)
  - 国民年金に加入中の病気やケガにより、障害の状態にある間は障害基礎年金を受け取れます。
- ●遺族基礎年金 平成 25 年度年金額 1,012,800 円(子が 1 人いる妻の場合) (平成 25 年 4 月時点) (基本額 786,500 円 + 子の加算額 226,300 円)
  - ・国民年金に加入中の方が亡くなったとき、その方に生計を維持されていた「子のある妻」または 「子」が遺族基礎年金を受け取れます。
  - 子に対する遺族基礎年金の支給は、18歳到達年度の末日まで(子に障害がある場合は20歳まで)です。

(注)年金を受け取るには、一定の要件が必要です。

日本年金機構ホームページ http://www.nenkin.go.jp/

